

石川県公報

令和5年4月25日
第13602号(火曜日)
毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示		正 誤	
○石川県議会臨時会の招集	(財政課) 1	○石川県消防学校を核とした総合的防災拠点基本構想策定業務委託に係る企画提案の募集公告	(消防保安課) 6
○歳入の徴収事務の委託	(少子化対策監室) 1	○大規模小売店舗の新設の届出の公告	(経営支援課) 8
○歳入の収納事務の委託	(監理課) 2	○土地改良区の役員退任公告	(農業基盤課) 9
○土地収用法に基づく事業の認定	(同) 2	○土地改良区の役員就任公告	(同) 10
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課) 4	○土地改良区の定款変更認可公告	(同) 11
○歳入の徴収事務の委託	(公園緑地課) 4	○基本測量終了公告	(監理課) 11
○歳入の収納事務の委託	(建築住宅課) 4	○入札公告	(警察本部) 12
公 告		正 誤	
○入札公告	(デジタル推進課) 5	○令和5.3.31第13595号中	15

告 示

石川県告示第163号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第101条第1項の規定により、令和5年第2回石川県議会臨時会を次のとおり招集する。

令和5年4月25日

石川県知事 馳 浩

1 招集期日

令和5年5月2日

2 場所

金沢市

3 付議すべき事件

- 議長及び副議長の選挙について
- 石川県議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 常任委員会委員の選任について
- 議会運営委員会委員の選任について
- 特別委員会の設置及び同委員の選任について
- 監査委員の選任につき同意を求めることについて

石川県告示第164号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収事務を委託した。

令和5年4月25日

石川県知事 馳 浩

委託事項	委託先		委託期間
	所在地	名称	
保育士登録に係る手数料の徴収事務	東京都千代田区麹町1丁目6番地2	社会福祉法人日本保育協会	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

石川県告示第165号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納事務を委託した。
令和5年4月25日

石川県知事 馳 浩

委託事項	委託先		委託期間
	所在地	名称	
建設業許可申請等の電子申請に係る手数料の収納事務	大阪府大阪市北区大深町4番20号 グランフロント大阪タワーA	株式会社エフレジ	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで

石川県告示第166号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定により事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

令和5年4月25日

石川県知事 馳 浩

1 起業者の名称

金沢市

2 事業の種類

新共同調理場建設事業

3 起業地

(1) 収用の部分

金沢市泉本町6丁目地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、次のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 法第20条第1号の要件への適合性について

申請に係る事業は、金沢市泉本町6丁目地内を起業地とする「新共同調理場建設事業」(以下「本件事業」という。)である。

本件事業は、法第3条第31号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設」に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である金沢市(以下「起業者」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第1条の3第2項の普通地方公共団体である。

起業者は、必要な予算措置を講じることにより本件事業を遂行しようとするものであり、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益

金沢市(以下「同市」という。)では、現在、同市立小中学校の学校給食について、複数校に配送を行う共同調理場13施設(学校に併設された共同調理場:8施設、学校敷地外に所在する共同調理場:5施設)と自校分の調理のみを行う単独校調理場4施設の計17施設で提供されている。これらの調理場から供給される学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達、食に関する正しい理解、健全な食生活を営むことができる判断能力や望ましい食習慣を養い、食育の推進を図る上で重要な役割を担っている。

調理場17施設のうち、11施設は、昭和40年代から50年代にかけて整備されたものであり、一部の施設では耐

用年数を超えて老朽化が進行しているため、種々の不具合が生じていることから、施設の再整備が急務となっている。さらに、一部の施設では、平成21年4月1日付けで施行された「学校給食衛生管理基準」(文部科学省告示第64号。以下「衛生管理基準」という。)によって、施設設備面及び運用面でより高い水準の衛生管理が求められていることから、施設設備の再整備による衛生管理及び調理作業における環境の改善が必要とされている。

また、同市立小中学校の生徒数は減少傾向にあることに加えて偏在化も生じているため、小中学校の統合と通学区域の見直し等による学校規模適正化の取り組みを進めているところであり、これに合わせた調理場の整備が必要とされている。

このような状況に対応するため、令和2年2月に「新たな学校給食調理場再整備計画」(以下「再整備計画」という。)が策定された。この再整備計画に基づき、地区毎の必要食数の推計や配送時間等を踏まえ、共同調理場の新設と、施設機能の統合集約化を進めることとされたところであり、本件事業が計画されたものである。

本件事業の完成により、既存調理場を高度化している現行の衛生管理基準を満たす新共同調理場へ集約することや、施設設備の充実化による調理作業の効率化を図ることが可能となる。

さらに、本件事業で建設される新共同調理場は同市最大規模の調理能力を有し、広範な方面に配送可能な位置に立地することになるため、児童生徒数の減少や偏在化に対しても配送校の変更により柔軟な対応が可能となる。

このように、本件事業は、安全な学校給食の継続的かつ安定的な提供に資するものであり、ひいては、児童生徒の心身の健全な発達や、食育の推進に寄与するものである。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

本件事業が動植物、埋蔵文化財等に与える影響について、本件事業は、環境影響評価法(平成9年法律第81号)に規定する対象事業の要件には該当していない。また、本件事業の起業地内には、文化財保護法(昭和25年法律第214号)による周知の埋蔵文化財包蔵地は確認されておらず、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)による保護のために特別な措置を講ずべき動植物も確認されていない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地の選定については、

(ア) 幹線道路へのアクセスが良好であること。

(イ) 配送校との距離が近いこと。

(ウ) 再整備計画に基づく調理場の統合集約化にあたり、配送校の組み替えが少ないこと。

などの条件を全て満たす3か所の候補地で比較検討した結果、社会的、技術的及び経済的な観点から総合的に勘案すると、申請案は、最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益は、失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

(3)アで述べたとおり、金沢市においては、安全な学校給食の安定的かつ継続的な提供をするための環境整備が喫緊の課題となっていることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は、高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用の範囲についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

金沢市教育委員会教育総務課

石川県告示第167号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和5年4月25日

石川県知事 馳 浩

波志借2号急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱8号までを順次直線で結んだ線並びに標柱8号及び標柱1号を直線で結んだ線により囲まれた区域。

標 柱 の 所 在 地	標柱番号
鳳珠郡穴水町字波志借ハ16	1号
” ” ”	2号
” ” 赤坂95	3号
” ” ” 79	4号
” ” ハ20	5号
” ” ” 23	6号
” ” ” 13-1	7号
” ” ”	8号

(当該指定に係る関係図面は、石川県土木部砂防課及び石川県奥能登土木総合事務所河川砂防課に備え置いて縦覧に供する。)

石川県告示第168号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収事務を委託した。

令和5年4月25日

石川県知事 馳 浩

委 託 事 項	委 託 先		委 託 期 間
	所 在 地	名 称	
兼六園の入園料の徴収事務	金沢市松島1丁目41番地	北陸総合警備保障株式会社	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
菱櫓等の入館料及び物品販売代金の徴収事務	金沢市寺地1丁目33番19号	株式会社アドバンス社	”

石川県告示第169号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納事務を委託した。

令和5年4月25日

石川県知事 馳 浩

委託事項	委託先		委託期間
	所在地	名称	
県営住宅の家賃等に係る収納事務	金沢市西念3丁目15番23号	ヒューマンネット・若草ホーム産業共同企業体	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

公 告

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和5年4月25日

石川県知事 馳 浩

1 一般競争入札に付する事項

(1) 業務名

議事録作成支援システム提供業務

(2) 業務の内容

録音した音声データをもとに、AI(人工知能)技術を活用して自動文字起こしをリアルタイムに実施する議事録作成支援システムをクラウドサービス方式で提供する。

(3) 履行期間

令和5年5月8日から令和6年3月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)に基づき、令和4年度において競争入札参加者資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、知事によりこの業務に係る入札参加者資格の確認を受けたものであること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 県の指名停止の措置を受けていない者であること。

(3) 仕様書に定める業務内容を、公正かつ的確に遂行し得る者であること。

(4) 提供する議事録作成支援システムが自治体(本県を含む。)において導入実績がある物であること。

3 入札参加者資格の確認手続等

この入札に参加しようとする者は、入札参加者資格確認申請書に関係書類を添えて知事に提出し、入札参加者資格の確認を受けなければならない。なお、(2)アの提出期間内に入札参加者資格確認申請書を提出しない者及び入札参加者資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

(1) 提出書類

ア 入札参加資格確認申請書

イ 石川県競争入札参加資格者決定通知書(写し)

ウ 自治体(本県を含む。)において導入実績があることを示す書類

(2) 入札参加資格確認申請書の提出期間等

ア 提出期間 令和5年4月25日(火)から令和5年5月1日(月)まで(石川県の休日を定める条例(平成元年石川県条例第16号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)

イ 提出時間 午前9時から午後5時まで

ウ 提出場所 〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県総務部デジタル推進課

エ 提出方法 持参又は郵送により提出すること(郵送の場合は、書留郵便とし、提出期限内必着とする。)

(3) 入札参加者資格の確認の結果の通知

確認の結果の通知は、令和5年5月1日(月)までに入札参加者資格確認結果通知書を送付して行う。

4 入札参加者資格確認申請書、仕様書、入札説明書等の交付

- (1) 入札参加資格確認申請書、仕様書、入札説明書等の交付場所及び問合せ先
〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県総務部デジタル推進課
電話番号 076-225-1321
- (2) 交付期間
令和5年4月25日(火)から令和5年5月1日(月)まで(県の休日を除く。)
- (3) 交付時間
午前9時から午後5時まで
- 5 入札の場所及び日時
 - (1) 場所 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県庁行政庁舎11階1111会議室(入札後、即時開札する。)
 - (2) 日時 令和5年5月2日(火)午前10時
- 6 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 7 落札者の決定方法
石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 8 入札に関する注意事項
 - (1) 入札参加者は、入札当日、入札参加者資格確認結果通知書を提示すること。
 - (2) 入札参加者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。
 - (3) 入札参加者資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。
 - (4) 入札参加者は、金額を示した見積内訳書を持参しなければならない。
 - (5) 郵便又は電報による入札を認めないので、入札参加者は、5に定める入札の日時及び場所に集合すること。
- 9 入札の無効
この公告に示した入札に参加する資格のない者、入札参加者資格の確認手続等を行わない者、入札に関する注意事項を遵守しない者及び入札説明書に違反した者のした入札は、無効とする。
- 10 契約書作成の要否
要
- 11 入札保証金及び契約保証金
免除
- 12 その他
詳細は、入札説明書による。

石川県消防学校を核とした総合的防災拠点基本構想策定業務委託に係る企画提案の募集公告
次のとおり企画提案の募集を実施する。

令和5年4月25日

石川県知事 馳 浩

1 業務概要

- (1) 委託業務名
石川県消防学校を核とした総合的防災拠点基本構想策定業務
- (2) 委託業務内容
石川県消防学校を核とした総合的防災拠点基本構想策定業務委託仕様書(以下、「仕様書」という。)のとおりに
- (3) 委託期間
契約締結日から令和6年3月29日(金)まで

2 参加資格

次の(1)から(7)に掲げる条件の全てを満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本プロポーザルへの参加申請時点において、石川県が発注する建設工事及び測量、建設コンサルタント等の業務の一般競争入札並びに指名競争入札に参加する資格を得ようとする者に必要な資格等(平成8年石川県告示第354号)に基づき、競争入札に参加する資格を有すると認められた者であること。
- (3) 本県から指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てをしていない、又は申立てがなされていない者であること。また、破産手続中の者でないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立てをしていない、又は申立てがなされていない者であること。また、更正手続中の者でないこと。
- (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしていない、又は申立てがなされていない者であること。また、再生手続中の者でないこと。
- (7) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 プロポーザルの手続に関する事項

手続の詳細については「石川県消防学校を核とした総合的防災拠点基本構想策定業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領」(以下、「プロポーザル実施要領」という。)によるものとし、資料の配布時期及び方法については次のとおりとする。

(1) 配布期間

令和5年4月25日(火)から5月10日(水)まで

(2) 配布方法

石川県危機管理監室(危機対策課、消防保安課)ホームページに掲載し、ダウンロードする方法により配布する。(ホームページURL: <https://www.pref.ishikawa.lg.jp/bousai/index.html>)

4 参加申請に関する事項

(1) 提出書類

プロポーザル実施要領に定める必要書類

(2) 提出期限

令和5年5月10日(水)午後5時

(3) 提出方法

電子メールにより提出

(4) 提出先

6の問合せ先

(5) 参加資格の確認結果通知

確認結果は、令和5年5月16日(火)までに電話にて連絡するとともに、電子メールにより通知する。

5 企画提案書の提出に関する事項

(1) 提出書類

プロポーザル実施要領に定める企画提案書

(2) 提出期限

令和5年5月26日(金)午後5時

(3) 提出方法

電子メールにより提出

(4) 提出先

6の問合せ先

6 問合せ先

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地
石川県危機管理監室消防保安課
電 話 076-225-1481
E-mail e170700@pref.ishikawa.lg.jp

大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を新設する旨の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べることができる。

令和5年4月25日

石川県知事 馳 浩

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス相木店

白山市相木二丁目13番1 ほか1筆

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 第一福岡ビルS館4階

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 第一福岡ビルS館4階

3 大規模小売店舗の新設をする日

令和5年12月8日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,309平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

位置 縦覧による。

収容台数 45台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

位置 縦覧による。

収容台数 14台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

位置 縦覧による。

面積 36平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 縦覧による。

容量 11.5立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前 9 時から午後 9 時45分まで
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前 8 時30分から午後10時まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
出入口の数 2箇所
位置 縦覧による。
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前 6 時から午後10時まで

7 届出年月日

令和 5 年 4 月 7 日

8 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び白山市産業部商工課

9 届出等の縦覧期間

令和 5 年 4 月25日から同年 8 月25日まで

10 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

令和 5 年 8 月25日

金沢市鞍月 1 丁目 1 番地

石川県商工労働部経営支援課

土地改良区の役員退任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があった。

令和 5 年 4 月25日

石川県知事 馳

浩

小松東部土地改良区

職 名	氏 名	住 所	退任年月日
理 事	和 田 慎 司	小松市有明町67番地 1	令和 5 年 3 月29日
”	林 英 一	小松市大領町ワ99番地・ワ100番地	”
”	久 田 進	小松市白江町夕414番地	”
”	片 桐 功	小松市上小松町甲85番地	”
”	公 下 慎 英	小松市園町ホ88番地 1	”
”	米 田 甚 三 郎	小松市向本折町午127番地	”
”	井 山 正 明	小松市不動島町甲232番地	”
”	浅 田 正 幸	小松市北浅井町ハ173番地	”
”	吉 免 良 一	小松市吉竹町に37番地 1	”
”	坂 下 隆	小松市軽海町ソ60番地 1	”
”	俵 秀 雄	小松市八幡壬229番地	”
”	宮 越 正 広	小松市漆町イ 2 番地	”
”	北 市 平 太 郎	小松市打越町乙55番地	”
”	松 本 毅	小松市沖町へ51番地	”
”	黒 田 喜 洋	小松市若杉町ワ79番地	”
監 事	田 原 正 法	小松市白江町夕14番地	”
”	田 村 清 高	小松市南浅井町ニ201番地	”
”	和 田 学	小松市土居原町163番地甲 1	”

珠洲市土地改良区

職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	泉谷満寿裕	珠洲市飯田町15部11番地	令和5年3月31日
〃	宮崎宣夫	珠洲市宝立町春日野9字24番地	〃
〃	梶庄一	珠洲市上戸町北方12字110番地	〃
〃	坪根浩	珠洲市若山町出田26の部48番地	〃
〃	池田陞才	珠洲市若山町二子9字86番地	〃
〃	中村龍吉	珠洲市野々江町ヲの部128番地1	〃
〃	長谷一博	珠洲市正院町小路14部3番地	〃
〃	上野武守	珠洲市蛸島町ツ部26番地	〃
〃	室谷道成	珠洲市三崎町高波カ部甲102番地	〃
〃	井田裕二	珠洲市三崎町粟津夕部65番地	〃
〃	二三味義春	珠洲市狼煙町ハの部87番地	〃
監事	寺井均	珠洲市室立町鶉飼3字96番地	〃
〃	白田光司	珠洲市蛸島町ソ部106番地	〃
〃	中康之	珠洲市三崎町内方23部7番地2	〃
〃	宗末勝一	珠洲市若山町向19の部42番地	〃

寺津用水土地改良区

職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	清水和夫	金沢市土清水3丁目70番地	令和5年3月10日

土地改良区の役員就任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨の届出があった。

令和5年4月25日

石川県知事 馳 浩

小松東部土地改良区

職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	宮橋勝栄	小松市松岡町ト49番地1	令和5年3月30日
〃	林英一	小松市大領町ワ99番地・ワ100番地	〃
〃	長田竜太	小松市白江町夕339番地	〃
〃	片桐功	小松市上小松町甲85番地	〃
〃	公下慎英	小松市園町ホ88番地1	〃
〃	田村明美	小松市南浅井町ニ201番地	〃
〃	浅田正幸	小松市北浅井町ハ173番地	〃
〃	吉免良一	小松市吉竹町に37番地1	〃
〃	加藤栄次	小松市向本折町午46番地	〃
〃	東出浩一	小松市佐々木町イ137番地	〃
〃	俵秀雄	小松市八幡壬229番地	〃
〃	宮越正広	小松市漆町イ2番地	〃
〃	吉田唯幾	小松市打越町丁9番地1	〃
〃	松本毅	小松市沖町ヘ51番地	〃
〃	蕪城清	小松市若杉町ヲ14番地1	〃
監事	前川富男	小松市一針町己141番地2	〃
〃	久田進	小松市白江町夕414番地	〃

”	和田 学	小松市土居原町163番地甲1	”
”	中田 善夫	小松市不動島町甲74番地	”

珠洲市土地改良区

職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	泉谷 満寿裕	珠洲市飯田町15部11番地	令和5年4月1日
”	宮崎 宣夫	珠洲市宝立町春日野9字24番地	”
”	寺井 均	珠洲市室立町鶴飼3字96番地	”
”	上野 武守	珠洲市蛸島町ツ部26番地	”
”	坂尻 孝司	珠洲市正院町飯塚2部21番地1	”
”	野崎 勉	珠洲市野々江町ワの部153番地	”
”	大伏 直	珠洲市若山町宗末5部212番地1	”
”	岩ヶ下 久司	珠洲市大谷町36字40番地2	”
”	末政 博司	珠洲市若山町経念2の部20番地	”
”	前根 壮俊	珠洲市三崎町森腰ラ部6番地	”
”	坂谷 直樹	珠洲市三崎町雲津ラ部33番地	”
監事	大濱 靖弘	珠洲市上戸町寺社1字20番地	”
”	町屋 政信	珠洲市正院町小路14部122番地	”
”	石尾 晴雄	珠洲市若山町鈴内14の部61番地	”
”	江端 良和	珠洲市三崎町内方22部8番地5	”
”	徳田 充則	珠洲市飯田町12部65番地1	”

寺津用水土地改良区

職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	清水 豊二	金沢市土清水1丁目278番地	令和5年3月11日

土地改良区の定款変更認可公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。
令和5年4月25日

石川県知事 馳 浩

土地改良区の名称	認可年月日
宝達志水町土地改良区	令和5年4月18日
小松東部土地改良区	令和5年4月18日

基本測量終了公告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

令和5年4月25日

石川県知事 馳 浩

作業種類	作業期間	作業地域
基本測量 (電子基準点測量)	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、 加賀市、白山市、河北郡内灘町、 羽咋郡志賀町、羽咋郡宝達志水町、 鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町

基 (機	本 動	測 観	量 測)	令和4年7月20日から 令和5年3月31日まで	珠洲市
---------	--------	--------	---------	----------------------------	-----

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和5年4月25日

石川県知事 馳 浩

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 契約件名
ウイルス対策ソフトのライセンス（利用許諾）更新
- (2) 納入数量・仕様・構造
2,330ライセンス
- (2) 仕様・構造
入札説明書による。
- (3) 納入期限
令和5年5月31日まで
- (4) 納入場所
石川県警察本部が指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、令和5年度において競争入札参加者資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、知事によりこの契約に係る入札参加者資格の確認を受けたものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 県の指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札者に要求される義務

入札者は、入札参加者資格確認申請書を提出しなければならない。入札参加者資格申請書は令和5年5月8日（月）までに5(1)の提出場所に提出すること。

なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札参加者資格確認結果の通知

確認結果の通知は、令和5年5月9日（火）までに入札参加者資格確認結果通知書の郵送等により行う。

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書及び入札参加者資格確認申請書の提出場所、仕様書の交付場所及び問合せ先
〒920-8553 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県警察本部庁舎4階 会計課 電話番号 076-225-110（内線2214）
- (2) 仕様書等の交付方法

(1)の交付場所において交付

(3) 入札書の受領期限

令和5年5月10日(水)正午(郵送の場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の提出場所とする。)

(4) 開札の日時及び場所

令和5年5月10日(水)午後1時40分 石川県警察本部庁舎2階 入札室

6 入札方法

入札金額は、仕様書に記載の調達ソフトウェアの総額を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札に関する注意事項

(1) 入札参加者は、入札当日、入札参加者資格確認結果通知書を提示すること。

(2) 入札参加者は、入札説明書その他の関係書類を熟覧の上、入札すること。

(3) 入札参加者資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。

9 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者の提出した入札書、入札参加者資格の確認等を行わない者の提出した入札書、入札に関する注意事項を遵守しない者の提出した入札書その他入札説明書に違反した者の提出した入札書は、無効とする。

10 契約書作成の要否

要

11 入札保証金及び契約保証金

免除

1 一般競争入札に付する事項

(1) 契約件名及び数量

石川県警察タブレット式認知機能検査システム機器賃貸借

(2) 調達件名の特質等

入札説明書による。

(3) 借上期間

令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)に基づき、令和5年度において競争入札参加者資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、知事によりこの契約に係る入札参加資格の確認を受けたものであること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 県の指名停止措置を受けていない者であること。

(3) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札者に要求される義務

入札者は、納入予定の機器等リストを令和5年5月15日(月)までに、入札参加者資格確認申請書(次に示す事項について証明する書類を添えること。)を令和5年5月22日(月)までに5(1)の提出場所に提出しなければならない。

なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

- (1) 仕様書に定められる業務内容を公正かつ確実に遂行し得る者であること。
- (2) 国又は地方公共団体が発注した各種委託業務を受注し、又は履行した実績を有し、この委託業務の履行が可能であると認められる者であること。

4 入札参加者資格の確認の結果の通知

確認の結果の通知は、令和5年5月23日(火)までに入札参加者資格確認結果通知書の郵送等により行う。

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書及び入札参加者資格確認申請書の交付場所並びに問合せ先
〒920-8553 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県警察本部庁舎4階 会計課 電話番号 076-225-0110(内線2214)
- (2) 入札説明書の交付方法
(1)の交付場所において交付
- (3) 入札書の受領期限
令和5年5月24日(水)正午
(郵送の場合は、簡易書留とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の提出場所とする。)
- (4) 開札の日時及び場所
令和5年5月24日(水)午後1時30分 石川県警察本部庁舎5階 502会議室

6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札に関する注意事項

- (1) 入札参加者は、入札当日、入札参加者資格確認結果通知書を提示すること。
- (2) 入札参加者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。
- (3) 入札参加者資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。

9 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

10 契約書作成の要否

要

11 入札保証金及び契約保証金

免除

正 誤

令和 5 年 3 月 31 日 発行の石川県公報第 13595 号中、正誤次のとおり

ページ	件 名	誤	正
9	石川県選挙管理委員会告示第 41 号	令和 2 年分	令和 3 年分

